⑱　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑲　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑳　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

㉑　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。

㋐　単体有資格業者は、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～③、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋑　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～③、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋒　特定ＪＶを２社とする場合の代表者は、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～③、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋓　特定ＪＶを３社とする場合の代表者は、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～③、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

上記㋐～㋓の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

①　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の施工実績。

②　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋（連続桁）の施工実績。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

③　最大支間長が25m以上の施工実績。

④　橋梁型式が鋼橋の施工実績。

⑤　合成床版または鉄筋コンクリート床版の施工実績。

なお、①～③は同一工事であること。また、①、④は同一工事であること。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～③、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋑　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～③、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋒　特定ＪＶを２社とする場合の代表者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～③、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、同種工事の経験を求めない。

㋓　特定ＪＶを３社とする場合の代表者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～③、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、同種工事の経験を求めない。

㋔　上記㋐～㋓の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

㋕　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関連を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋖　配置予定技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。（詳細は入札説明書による。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。（詳細は入札説明書による。）

⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

⑥　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。